

## 新旧対照表

現 行	改 訂 案
<p>(78 ページ)</p> <p><b>第5章 こどもの成長を支える教育・保育の環境づくり</b></p> <p>1 提供区域の設定</p> <p>現在、安威川以北と安威川以南の圏域では、各年齢の児童人口が大きく異なり、5歳以下については、安威川以南より安威川以北の方が2倍ほど児童数は多く、それに伴い教育・保育事業も安威川以北の方が多い状況にあります。</p> <p>第1期及び第2期摂津市子ども・子育て支援事業計画においては、保育の提供区域について、市内における社会資源の整備状況や他の計画で設定している地域区分を考慮し、身近な区域であり他の計画や市の政策とも整合のとりにやすい圏域に焦点を当て、安威川を中心に南北に分けた2圏域（安威川以南・安威川以北）を設定しました。また、教育の提供区域については、他市の幼稚園利用などからみて、保育と比較して圏域が広いと考えられるため、1圏域としました。</p> <p>居住地区別に事業の市外利用の現状・意向をみると、安威川以北圏域では、幼稚園（教育）の市外での利用が一定数いることから、教育事業の利用については、引き続き、市全体での提供とすることが望ましいと判断しました。</p> <p>安威川以北と安威川以南では、区域での人口差が大きいことや施設数に差があるため、量の調整や確保が困難な面もあり、複数の区域設定でなく、市全域で1区域とすることも考えられますが、身近な圏域での事業利用を可能とする点を考慮し、引き続き、2圏域と設定しました。</p>	<p><b>第5章 こどもの成長を支える教育・保育の環境づくり</b></p> <p>1 提供区域の設定</p> <p>現在、安威川以北と安威川以南の圏域では、各年齢の児童人口が大きく異なり、5歳以下については、安威川以南より安威川以北の方が2倍ほど児童数は多く、それに伴い教育・保育事業も安威川以北の方が多い状況にあります。</p> <p>第1期及び第2期摂津市子ども・子育て支援事業計画においては、保育の提供区域について、市内における社会資源の整備状況や他の計画で設定している地域区分を考慮し、身近な区域であり他の計画や市の政策とも整合のとりにやすい圏域に焦点を当て、安威川を中心に南北に分けた2圏域（安威川以南・安威川以北）を設定しました。また、教育の提供区域については、他市の幼稚園利用などからみて、保育と比較して圏域が広いと考えられるため、1圏域としました。</p> <p>居住地区別に事業の市外利用の現状・意向をみると、安威川以北圏域では、幼稚園（教育）の市外での利用が一定数いることから、教育事業の利用については、引き続き、市全体での提供とすることが望ましいと判断しました。</p> <p>安威川以北と安威川以南では、区域での人口差が大きいことや施設数に差があるため、量の調整や確保が困難な面もあり、複数の区域設定でなく、市全域で1区域とすることも考えられますが、身近な圏域での事業利用を可能とする点を考慮し、引き続き、2圏域と設定しました。</p> <p><u>乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）については、希望に応じて複数の施設を利用することも可能であり、保育と比較して圏域が広いと考えられるため、1圏域と設定しました。</u></p>

現 行				改 訂 案				
(80 ページ)								
3 「量の見込み」と「確保の方策」を検討する事業 本計画において、量の見込み、確保の方策等を設定する事業は、下記のとおりです。				3 「量の見込み」と「確保の方策」を検討する事業 本計画において、量の見込み、確保の方策等を設定する事業は、下記のとおりです。				
事業名		対象者	提供区域	事業名		対象者	提供区域	
教育・保育	1号認定 (満3歳以上で、家庭以外での教育を希望する場合)	3～5歳	1圏域	教育・保育等	1号認定 (満3歳以上で、家庭以外での教育を希望する場合)	3～5歳	1圏域	
	2号認定 (満3歳以上で、家庭以外での保育を必要とする場合)	3～5歳	2圏域		2号認定 (満3歳以上で、家庭以外での保育を必要とする場合)	3～5歳	2圏域	
	3号認定 (満3歳未満で、家庭以外での保育必要とする場合)	0歳 1・2歳			3号認定 (満3歳未満で、家庭以外での保育必要とする場合)	0歳 1・2歳		
地域子ども子育て支援事業	<略>		1圏域	地域子ども子育て支援事業	<略>		1圏域	
	(18)乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)	0歳6か月～3歳未満			(18)産後ケア事業	0歳6か月～3歳未満		1圏域
	(19)産後ケア事業	出産後1年未満の母子			(18)産後ケア事業	出産後1年未満の母子		

現 行

改 訂 案

(81 ページ)

4 教育・保育の量の見込みと確保の内容

(1)教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保

教育と保育を一体的に提供する認定こども園は、保護者の就労状況等にかかわらず、同じ園で児童が教育・保育を受けることができるなどの特徴があります。保育所及び幼稚園からの移行や新たな設置について、利用者のニーズや施設の意向等を踏まえたうえで対応していきます。

(2)教育・保育事業の量の見込み及び確保の方策

教育・保育施設やサービスの利用状況及びニーズ調査等により把握した利用希望を踏まえ、教育・保育提供区域ごとに均衡の取れた教育・保育事業の提供が行えるよう、就学前児童数の推移、教育・保育施設の配置状況及び地域の実情等を考慮し、1～3号の認定区分ごとに必要利用定員総数及びその確保の方策並びに実施時期を定めています。

■認定区分と利用施設

子ども・子育て支援新制度では、幼稚園や保育所等の利用に際して、教育・保育の必要性に応じた認定を受ける必要があり、3つの認定区分によって利用施設が決まります。

認定区分		利用施設
1号	3～5歳、幼児期の教育を希望	認定こども園、幼稚園
2号	3～5歳、保育の必要性あり	認定こども園、保育所
3号	0～2歳、保育の必要性	認定こども園、保育所、地域型保育事業

4 教育・保育等の量の見込みと確保の内容

(1)教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保

教育と保育を一体的に提供する認定こども園は、保護者の就労状況等にかかわらず、同じ園で児童が教育・保育を受けることができるなどの特徴があります。保育所及び幼稚園からの移行や新たな設置について、利用者のニーズや施設の意向等を踏まえたうえで対応していきます。

(2)教育・保育事業の量の見込み及び確保の方策

教育・保育施設やサービスの利用状況及びニーズ調査等により把握した利用希望を踏まえ、教育・保育提供区域ごとに均衡の取れた教育・保育事業の提供が行えるよう、就学前児童数の推移、教育・保育施設の配置状況及び地域の実情等を考慮し、1～3号の認定区分ごとに必要利用定員総数及びその確保の方策並びに実施時期を定めています。

(3)教育・保育施設と乳児等通園支援事業者との連携・接続に関する推進方策

教育・保育施設と連携し、乳児等通園支援事業の利用から教育・保育施設の利用への円滑な移行に努めます。

■教育・保育における認定区分と利用施設

子ども・子育て支援新制度では、幼稚園や保育所等の利用に際して、教育・保育の必要性に応じた認定を受ける必要があり、3つの認定区分によって利用施設が決まります。

認定区分		利用施設
1号	3～5歳、幼児期の教育を希望	認定こども園、幼稚園
2号	3～5歳、保育の必要性あり	認定こども園、保育所
3号	0～2歳、保育の必要性	認定こども園、保育所、地域型保育事業

現 行

改 訂 案

(103 ページ)

~~(18) 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)~~

~~認定こども園・保育所・幼稚園・地域型保育事業・企業主導型保育施設に通  
っていない6か月から満3歳未満の児童を対象に、月一定時間までの利用可  
能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で保育施設等を利用できる事業を実  
施します。~~

~~令和7年度は、子ども・子育て支援法における地域子ども・子育て支援事業  
として、令和8年度からは「乳児等のための支援給付」として新たな給付制  
度として実施します。~~

~~① 第3期計画の量の見込みに対する確保方策(計画)~~

~~国が定める実施要件や基準をふまえた上で、実施する施設を決定し、利用ニー  
ズを確保できるよう努めます。~~

~~-(単位：時間)-~~

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	2,950	3,010	3,160	3,160	3,180
確保の内容	2,950	3,010	3,160	3,160	3,180

~~※令和7年度は、年度途中から実施予定です。~~

(19) 産後ケア事業

< 削除 >

(18) 産後ケア事業

現 行	改 訂 案																		
	<p>(追加)</p> <p>④乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)  認定こども園・保育所・幼稚園・地域型保育事業・企業主導型保育施設に通っていない6か月から満3歳未満の児童を対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で保育施設等を利用できる事業を実施します。  令和7年度は、子ども・子育て支援法における地域子ども・子育て支援事業として、令和8年度からは新たな給付制度である「乳児等のための支援給付」として実施します。</p> <p>■計画</p> <p style="text-align: right;">(単位：時間)</p> <table border="1" data-bbox="983 695 2067 895"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和7年度 (2025年度)</th> <th>令和8年度 (2026年度)</th> <th>令和9年度 (2027年度)</th> <th>令和10年度 (2028年度)</th> <th>令和11年度 (2029年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>量の見込み</td> <td>2,950</td> <td>3,010</td> <td>3,160</td> <td>3,160</td> <td>3,180</td> </tr> <tr> <td>確保の内容</td> <td>2,950</td> <td>3,010</td> <td>3,160</td> <td>3,160</td> <td>3,180</td> </tr> </tbody> </table>		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	量の見込み	2,950	3,010	3,160	3,160	3,180	確保の内容	2,950	3,010	3,160	3,160	3,180
	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)														
量の見込み	2,950	3,010	3,160	3,160	3,180														
確保の内容	2,950	3,010	3,160	3,160	3,180														